

広島県告示第69号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第4項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成28年2月15日

広島県知事 湯 崎 英 彦

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	広島県尾道市東尾道14 - 20 福利物産株式会社 代表取締役 福島 光宏
工場又は事業場の所在地及び名称	広島県尾道市東尾道14 - 20 福利物産株式会社

2 申請の内容

3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設2基, 3-ハ 水産食料品製造業の用に供する脱水施設3基, 3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設24基及び17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設11基を廃止し, 3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設2基, 3-ハ 水産食料品製造業の用に供する脱水施設2基, 3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設5基及び17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設4基を設置する。また, 3-イ 水産食料品製造業の用に供する水産動物原料処理施設1基, 3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設1基, 3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設25基, 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設17基及び排水処理施設1基の使用の方法並びに排出水の汚染状態及び量（排水口4ヶ所）を変更する。

(1) 特定施設の種類, 能力及び使用の方法

- (その1) 3-ロ 水産食料品製造業の用に供する洗浄施設2基 廃止
- (その2) 3-ハ 水産食料品製造業の用に供する脱水施設3基 廃止
- (その3) 3-ホ 水産食料品製造業の用に供する湯煮施設24基 廃止

(その4) 17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設11基 廃止

(その5) 新設

種		類	3-ロ 水産食料品製造業の用に供する 洗浄施設 (Hケースワッシャー)		3-ロ 水産食料品製造業の用に供する 洗浄施設 (Iケースワッシャー)	
能		力	120ケース/時		300ケース/時	
工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		許可後直ちに	
	工事完成予定年月日		平成28年3月		平成28年3月	
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)			8時間(なし)		8時間(なし)	
項		目	通常	最大	通常	最大
排出される 汚水等の 状態	水素イオン濃度(水素指数)		6~7	6~7	6~7	6~7
	生物化学的酸素要求量		120	180	120	180
	化学的酸素要求量		100	150	100	150
	浮遊物質質量		50	100	50	100
	窒素含有量		6	12	6	12
	リン含有量		2	3	2	3
	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量		0.1	0.2	0.1	0.2
	大腸菌群数		(単位: 個/cm ³)	100	200	100
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)			0.1	0.2	1.0	2.0
汚水等の排出先			排水処理施設			

(その6) 新設

種	類	3-ハ 水産食料品製造業の用に供する 脱水施設 (M遠心分離機, 同型2基)	3-ホ 水産食料品製造業の用に供する 湯煮施設 (Cライスボイラー, 同型4基)			
能	力	45 L	20 kg/基			
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに			
	工事完成予定年月日	平成28年3月	平成28年3月			
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	完成後直ちに			
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時間(なし)				
	項	通常	最大	通常	最大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度(水素指数)	5~6	5~6	4~6	4~6
		生物化学的酸素要求量	1,000	1,500	3,000	5,500
		化学的酸素要求量	500	1,000	2,620	5,235
		浮遊物質	100	200	200	400
		窒素含有量	30	60	120	240
		リン含有量	8	15	30	60
		ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	0.1	0.2	3	4
	大腸菌群数	(単位: 個/cm ³) 100	200	100	200	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	0.2	0.3	1.2	1.3		
汚水等の排出先	排水処理施設					

(その7) 新設

種	類	3-ホ 水産食料品製造業の用に供する 湯煮施設 (オ混合煮味付機)	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する 湯煮施設 (Fレトルト)
---	---	---	--

能	力	30 kg/回	2.56 m ³	
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに	許可後直ちに	
	工事完成予定年月日	平成28年3月	平成28年3月	
	使用開始予定年月日	完成後直ちに	完成後直ちに	
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)	8時間(なし)		
	項目	通常	最大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度(水素指数)	5~6	5~6
		生物学的酸素要求量	1,500	3,000
		化学的酸素要求量	1,000	2,000
		浮遊物質	100	200
		窒素含有量	55	170
		リン含有量	15	45
		ノルマルヘキサノ抽出物質含有量	0.1	0.2
	大腸菌群数	100	200	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)	1	2		
汚水等の排出先	排水処理施設			

(その8) 新設

種	類	17 豆腐又は煮豆の製造業の用に供する 湯煮施設 (エ-2煮豆湯煮槽, 同型3基)
能	力	400 kg/槽

工期等	工事着手予定年月日		許可後直ちに		
	工事完成予定年月日		平成28年3月		
	使用開始予定年月日		完成後直ちに		
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		22時間(9月~2月)		
	項目		通常	最大	
	排出される汚水等の状態	水素イオン濃度(水素指数)		4~6	4~6
		(単位: mg/L)	生物化学的酸素要求量	3,000	5,500
			化学的酸素要求量	2,620	5,235
			浮遊物質	100	200
			窒素含有量	120	240
			リン含有量	30	60
			ノルマルヘキサン抽出物質含有量	0.1	0.2
	(単位: 個/cm ³)	大腸菌群数	100	200	
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位: m ³)		1.5	3		
汚水等の排出先		排水処理施設			

(2) 汚水等の処理の方法

変更

		変更前	変更後
種	類	排水処理施設	
工期等	工事着手予定年月日	/	許可後直ちに
	工事完成予定年月日		工事着手後直ちに
	使用開始予定年月日		平成28年3月

使用 の 方 法	項目	通常		最大		通常		最大	
		処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後	処理前	処理後
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	80	80	110	110	77.4	77.4	106.35	106.35

(3) 排出水の汚染状態及び量

(その1) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
No.1	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	5	10	2.2	2.8

(その2) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
No.2	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)	90	128	84.4	119.35

(その3) 変更

排水口名	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大

No. 4	水素イオン濃度（水素指数）		7	6.8～8	-	-
	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	10	20	-	-
	化学的酸素要求量		10	20	-	-
	浮遊物質質量		10	20	-	-
	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量		2	5	-	-
	大腸菌群数	(単位： 個/cm ³)	0	50	-	-
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		90	132	0	0

(その4) 変更

排水口名	項 目	変 更 前		変 更 後		
		通 常	最 大	通 常	最 大	
No. 5	水素イオン濃度（水素指数）	-	-	7.0	8.0	
	生物化学的酸素要求量	(単位： mg/L)	-	-	90	110
	化学的酸素要求量		-	-	90	110
	浮遊物質質量		-	-	20	30
	窒素含有量		-	-	50	110
	磷含有量		-	-	6	15
	ノルマルヘキサ ン抽出物質含有量		-	-	10	20
	大腸菌群数		(単位： 個/cm ³)	-	-	100
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位：m ³)		0	0	6.8	13.2	

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成28年2月15日から平成28年3月7日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境県民局環境保全課及び東部厚生環境事務所環境管理課並びに尾道市環境政策課